

プラスチック製容器包装について

1. 容器包装リサイクル法の解説

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から本格施行された法律です。

（法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。）

➤ 容器包装リサイクル法の仕組み

～消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者がリサイクル～

容器包装リサイクル法の特徴は、従来は市町村だけが全面的に責任を担っていた容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者（容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者）は再商品化（リサイクル）するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたことです。

これにより、廃棄物を減らせば経済的なメリットが、逆に廃棄物を増やせば経済的なデメリットが生じることになります。



〔出典〕環境省ホームページ

➤ 容器包装リサイクル法の対象

～商品の容器包装であって、商品が消費等された場合不要になるもの～

容器包装リサイクル法は、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としています。

種類	識別表示	イメージ	リサイクル製品の例
金属	アルミ缶 		アルミ原料
	スチール缶 		製鉄原料
ガラス	無色ガラスびん(*) 茶色ガラスびん(*) その他の色のガラスびん(*)		ガラスびん原料 建築資材等
紙	飲料用 紙パック (アルミ不使用のもの) 		製紙原料
	段ボール製容器 		製紙原料
	紙製容器包装(*) (段ボール、 紙パック除く) 		製紙原料、 建築資材、 固形燃料等
プラスチック	PETボトル(*) (しょうゆ、飲料、 酒類、一部の調味料) 		プラスチック原料、 ポリエステル原料(織 維、シート、ボトル 等)
	プラスチック製容器包装(*) (PETボトル以外除く) 		プラスチック原料、 化学原料・燃料等(プ ラスチック製品、熱 分解油、 高炉還元剤、 コークス炉化学原料、 合成ガス)

(*) 特定事業者にリサイクルが義務付けられているもの。

【出典】 環境省ホームページ

2. プラスチックリサイクルの技術解説

プラスチックリサイクルの技術は、①材料リサイクル、②ケミカルリサイクル、③サーマルリサイクルに分類されます。

家庭で分別して収集されたプラスチック製容器包装は、ごみ処理施設で異物を除去したのち、日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートにより資源化業者へ搬入され、プラスチックの材料とするか(①)、原料に戻して(②)リサイクルされます。リサイクルされたプラスチック製容器包装は、パレットやコークス、炭化水素油等に生まれ変わります。

また、プラスチック製容器包装を分別せず、焼却施設にて焼却処理し、処理過程で出る蒸気を回収して、電気や熱として有効利用することを③サーマルリサイクルと言います。サーマルリサイクルをするためには、焼却施設に熱回収設備が付いている必要があります。



〔出典〕日本容器包装リサイクル協会が提供する素材を使って作成

3. プラスチック製容器包装のリサイクル状況（全国）

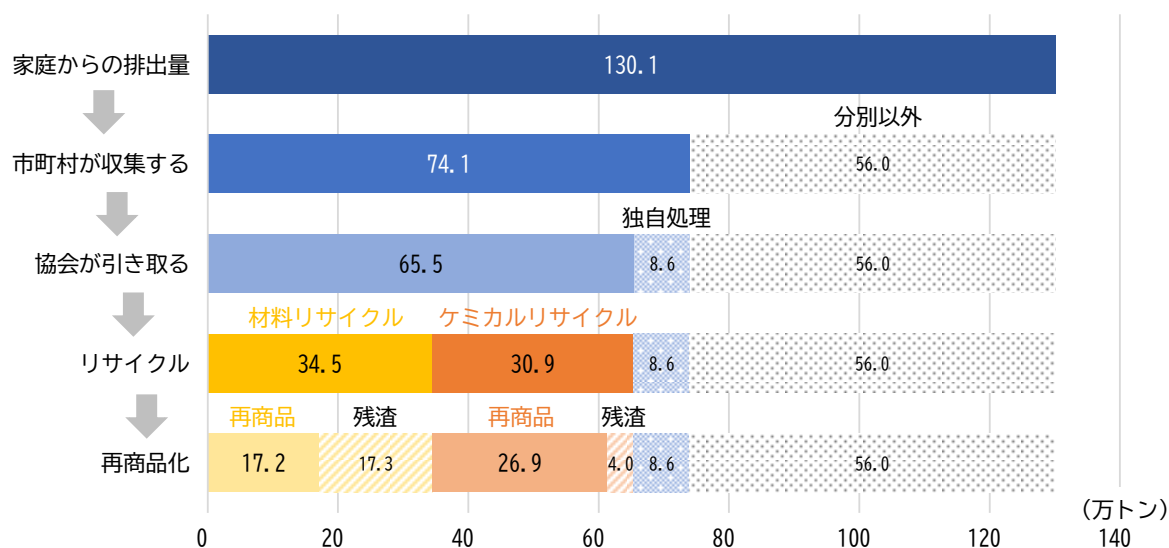
日本容器包装リサイクル協会が公表している、令和元年度における全国のプラスチック製容器包装のリサイクル状況は、下図のとおりです。

家庭からの排出量 130.1 万トン（100％）のうち、74.1 万トン（57％）が分別収集され、最終的に再商品化されるのは材料リサイクルで 17.2 万トン（13％）、ケミカルリサイクルで 26.9 万トン（21％）となっています。



※残さには有価物は含まれません。

【出典】日本容器包装リサイクル協会



4. 伊奈町におけるプラスチック製容器包装の処理の流れとリサイクル状況

伊奈町クリーンセンターでは、分別収集したプラスチック製容器包装を選別し、圧縮・梱包したのち、指定法人ルートで資源化しています。

平成 31 年度実績では、回収量 1,001.92 トン（100%）のうち、選別後資源化量が 490.44 トン（49%）、残渣量が 511.48 トン（51%）です。



5. 廃棄物・リサイクル関連法の整理

廃棄物・リサイクル関連法は、下図のとおり整理されます。

循環型社会形成推進基本法に基づき、一般的な枠組みを示す廃棄物処理法と資源有効利用促進法があります。これらの下に、個別の規制法として容器包装、家電、小型家電、建設廃材、食品資源、自動車に係る各種リサイクル法が制定されています。その他の関連法として、食品ロス削減法やグリーン購入法もあります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年度に施行される予定です。



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

①設計・製造段階



プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラ製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者を求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。

〔出典〕環境省